

【ドイツ】テロ組織戦闘参加による二重国籍者のドイツ国籍喪失

主幹 海外立法情報調査室 泉 眞樹子

* 二重国籍のドイツ人が、外国のテロリスト組織の戦闘に実際に参加した場合、ドイツ国籍を喪失することを定める国籍法第3次改正法が、2019年8月9日に施行された。同法は、この他に、帰化要件確認の強化、重婚者の帰化排除、違法帰化の取消期限延長等を定める。

1 二重国籍と外国軍志願入隊による国籍喪失（1999年国籍法改革法以降）

(1) ドイツ生まれの外国人の子の二重国籍

ドイツ国籍は父母両系血統主義に依拠しているが、1999年の国籍法改革法¹により出生地主義の要素が加えられ、2000年以降に外国人の両親からドイツで出生した子は、両親のどちらかが合法的に8年間ドイツに居住し、無期限の滞在資格を有している場合には、ドイツ国籍を取得することができるようになった²。このようなドイツ生まれのドイツ国籍を有する外国人の子は、当初は、成人後5年以内に（18歳から23歳までの間に）国籍選択の義務が課されていたが、2014年の国籍法第2次改正法³によって、21歳の時点でいくつかの要件⁴を満たす場合には、国籍選択の義務を免れ、二重国籍が保持されることとなった⁵。

(2) 他国の軍隊等への志願入隊による国籍喪失

ドイツ生まれの外国人の子に二重国籍を容認した1999年の国籍法改革法は、同時に、ドイツ国籍喪失事由として、二重国籍のドイツ人が国籍を持つドイツ以外の国の軍隊等へ志願入隊したことを追加した。その根拠としては、志願による他国軍等への入隊という行動は、ドイツ以外の国を故国として指向し、ドイツ連邦共和国及びその自由民主主義体制から離脱することを表すものであると説明されている⁶。また、ドイツ国籍を失っても無国籍とはならないため、基本法（憲法）第16条第1項第2文によって許容されているドイツ国籍の喪失⁷に該当するとされた⁸。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2019年12月4日である。

¹ 1999年の国籍法改革法 Gesetz zur Reform des Staatsangehörigkeitsrechts vom 15.07.1999 (BGBl. I S. 1618)。同法により、国籍法が„Reichs- und Staatsangehörigkeitsgesetz“から„Staatsangehörigkeitsgesetz“に名称変更された。

² 施行時点（2000年1月1日）において合法的な滞在資格を有する10歳未満の外国人の子で、その誕生時に同様の条件を満たしていた者にも、2000年末までの申請によりドイツ国籍が付与された（国籍法第40b条）。

³ Zweites Gesetz zur Änderung des Staatsangehörigkeitsgesetzes vom 13.11.2014 (BGBl. I S. 1714); 渡辺富久子「【ドイツ】国籍法の改正」『外国の立法』No.261-2, 2014.11, pp.10-11. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8802176_po_02610205.pdf?contentNo=1>

⁴ ① 8年間ドイツ国内に滞在、② 6年間ドイツの学校に通学、③ ドイツ国内の学校を卒業又は職業教育を修了。（国籍法第29条第1項及び第1a項）

⁵ 他のEU加盟国やスイスの国籍保有者、国籍離脱を容認しない国（イラン、モロッコ等）の国籍保有者は、両親とも外国人であっても、二重国籍が容認されていた。（渡辺 前掲注(3)）

⁶ BT-Drucksache 19/9736 <<http://dipbt.bundestag.de/dip21/btd/19/097/1909736.pdf>>

⁷ ドイツ連邦共和国基本法第16条(1)「ドイツ国籍は、これを剥奪してはならない。国籍の喪失は、法律の根拠に基づいてのみ許され、かつ、本人の意思に反しては、本人がそれによって無国籍にならない場合に限り、許される。」（初宿正典『ドイツ連邦共和国基本法—全訳と第62回改正までの全経過』信山社出版、2018、p.10.）

⁸ 当該喪失規定は、ドイツが批准した1997年11月6日の国籍に関する欧州条約（BGBl. 2004 II S. 578, 579）における規定「無国籍は避けなければならない」（第4条(b)）と、国籍喪失が認められる要件としての「国の重大な利益を著しく害する行為」（第7条第1項(d)）と合致する。European Convention on Nationality, ETS No.166, Strasbourg, 06/11/1997. Council of Europe website <<https://www.coe.int/en/web/conventions/full-list/-/conventions/treaty/166>>

2 国籍法第3次改正法の制定

これまでは、外国のテロリスト組織（例えば「イスラム国」ISIS）の戦闘行為に加わっても、正規軍等への志願入隊とは異なり、国籍喪失の対象とならなかった。しかし、ドイツ連邦共和国及びその自由民主主義体制からの離脱を表すことによりはならないとして、他国のテロリスト組織の戦闘行為への参加も国籍喪失事由とする国籍法改正が行われることとなった。

2019年4月5日に連邦参議院に政府法案が提出され、連邦議会で修正事項として国籍取得（帰化）の要件の確認の強化、帰化要件としてのドイツ生活への順応と重婚排除、違法な帰化の取消期限の延長等が加えられ、同年6月28日に連邦参議院で国籍法第3次改正法が成立した。同法は、同年8月4日に連邦大統領の認証を得て、同月8日に公布された。

同法は全4条から成る条項法⁹で、第1条で国籍法を改正し、第2条でドイツ国籍の保持に関する基本権の制限（基本法第16条第1項第2文）を規定し、第3条で連邦内務建設祖国省に新法文の公示権限を認め、第4条で施行日（2019年8月9日）を規定する。

3 国籍法改正部分の概要

(1) 外国でのテロリスト組織の実戦への参加

国籍喪失事由を列挙する第17条において、国籍を有する他国の軍隊等への志願入隊に加えて、他国のテロリスト組織の戦闘行為へ実際に参加することが規定され（第17条第1項第5号）、国籍喪失事由としての他国軍入隊等について規定する第28条において、他国のテロリスト組織の戦闘行為へ実際に参加することが規定された（第28条第1項第2号）。ドイツ国籍喪失によって無国籍になる場合や、未成年者である場合は除外される（同第1項及び第2項第1号）。テロリスト組織の戦闘行為参加によるドイツ国籍喪失については、当該者のドイツ国内の常居所のある州の、国籍を所管する州最高官庁等が職権にて決定する（同第3項）。

(2) 帰化要件としての身元及び国籍の確認、生活環境順応の重視、重婚者の帰化排除

自らの意思による帰化について規定する第8条と、元ドイツ人の帰化について規定する第13条において、「身元及び国籍を明確にすること」が、帰化の要件として追加された。改正前には配偶者等の帰化について規定する第9条に置かれていた「ドイツの生活環境への順応が保証されること」も、帰化要件として第8条に移された。また、帰化要件の詳細について規定する第10条にも、「身元及び国籍を明確にすること」（第10条第1項第1文）、「ドイツの生活環境への順応が保証され、特に、同時期に複数の配偶者と婚姻していないこと」（第10条第1項第1文）が追加された。

(3) 違法帰化の取消期限の延長

虚偽申請による違法帰化について、その取消しを可能とする期間は、2009年以降、帰化後5年間と規定されていたが、身元詐称やドイツ語試験・帰化試験に関する虚偽申請、重婚（一夫多妻等）、捜査手続や有罪判決に関する秘匿、他の国籍の保有の秘匿などが発覚することが多々あり、帰化後5年間の取消期限は短いとの意見が内務大臣会議（IMK）¹⁰で提示されていた。このため、帰化取消しの期限が帰化後5年から10年へと延長された（第35条第3項）。

⁹ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

¹⁰ 内務大臣会議（Innenministerkonferenz: IMK）とは、州内務大臣常任会議（Ständige Konferenz der Innenminister und -senatoren der Länder）の短縮名で、各州の内務大臣等が専門分野ごとに協議する会議である。Innenministerkonferenz website <<https://www.innenministerkonferenz.de/IMK/DE/homepage/homepage-node.html>>